

日影規制（能代市）建築基準法別表4抜粋

用途地域	制限を受ける建築物	平均地盤面 から高さ (測定点)	容積率	日影時間		種別
				敷地境界線からの水平 距離10m以内の範囲	敷地境界線からの水平 距離10mを超える範囲	
第1種低層住居専用地域	軒高7mを超え 又は地上階数3以上	1.5m	80%	4時間	2.5時間	(二)
第1・2種中高層住居専用地域	高さが10mを超えるもの	4m	200%	4時間	2.5時間	(二)
第1・2種住居地域	高さが10mを越えるもの	4m	200%	5時間	3時間	(二)
近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを越えるもの	4m	200%	5時間	3時間	(二)
用途指定のない地域	高さが10mを越えるもの	4m	200%	5時間	3時間	(三)

※容積率400%の近隣商業地域は規制無し

※種別は秋田県建築基準条例第13条から抜粋